

電力広域的運営推進機関(法人番号6010005023758)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

理事長及び理事の報酬については、他の認可法人、独立行政法人及び国家公務員(指定職)の水準に準じて適正な水準となるよう決定している。
 監事の報酬については、他の認可法人及び独立行政法人における非常勤監事の勤務実態及び報酬額を参考にして決定している。

② 平成27年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当機関の内部規程に則り、半年毎に1回支給する勤勉手当に業績評価を反映させている。具体的には、理事長については理事会が、理事については理事長が業績評価を行い、以下算定方法により支給額を決定している。

(算定方法)
 勤勉手当 = (基準日現在において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額) × (業績評価に基づく支給割合※) × (基準日以前6か月以内の期間における在職期間に基づく支給率)

※支給割合(国家公務員指定職に準拠)

	H27.6支給	H27.12支給
優秀	100分の170以下、 100分の92以上	100分の180以下、 100分の98以上
良好	100分の80	100分の85
良好でない	100分の80未満	100分の85未満

③ 役員報酬基準の内容及び平成27年度における改定内容

法人の長

給与は、本給、地域手当、通勤手当、特別手当及び勤勉手当から構成されている。特別手当は、本給+地域手当+本給×100分の25+(本給+地域手当)×100分の20に平成27年度においては、6月に100分の62.5、12月に100分の77.5を乗じ、さらに基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。(勤勉手当については、I 1 ②に記載のとおり。)

一般職の職員の給与に関する法律の改正に準拠し、以下の改定を実施した。

- ・本給について、1,150,000円から、1,151,000円に引き上げ
- ・地域手当について、本給の100分の18から、本給の100分の18.5に引き上げ
- ・勤勉手当について、業績評価に基づく支給割合を下表の値から、I 1 ②に記載の値に引上げ

優秀	100分の155以下、 100分の83.5以上
良好	100分の72.5
良好でない	100分の72.5未満

理事

給与の構成は、法人の長と同じ。

一般職の職員の給与に関する法律の改正に準拠し、以下の改定を実施した。

- ・本給について、920,000円から、921,000円に引き上げ
- ・地域手当、勤勉手当について、法人の長と同じく引き上げ

監事(非常勤)

給与は、非常勤役員手当で構成されている。

一般職の職員の給与に関する法律の改正内容を参考に、以下の改定を実施した。

- ・非常勤役員手当について、220,000円から、220,200円に引き上げ

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成27年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 20,816	千円 13,812	千円 3,950	千円 2,555 (地域手当) 499 (通勤手当)	H27.4.1		
A理事	千円 11,272	千円 7,368	千円 2,502	千円 1,363 (地域手当) 39 (通勤手当)	H27.8.1		◇
B理事	千円 16,616	千円 11,052	千円 3,161	千円 2,045 (地域手当) 358 (通勤手当)	H27.4.1		
C理事	千円 16,795	千円 11,052	千円 3,161	千円 2,045 (地域手当) 537 (通勤手当)	H27.4.1		
D理事	千円 16,690	千円 11,052	千円 3,161	千円 2,045 (地域手当) 432 (通勤手当)	H27.4.1		
A監事 (非常勤)	千円 2,642	千円 2,642	千円	千円 ()	H27.4.1		
B監事 (非常勤)	千円 2,572	千円 2,572	千円	千円 ()	H27.4.10		

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長	理事長の報酬は、他の経済産業省所管の独立行政法人等の長の年間報酬額平均(約2,000万円)と同レベルであり、事務次官のH27年年間約2,200万円、職員数が500人以上1,000人未満の民間企業役員の報酬額H27年年間報酬額約2,800万円、常務取締役2,000万円と比較衡量したうえで決定しており、妥当な水準であると考えます。
理事	理事の報酬は、他の経済産業省所管の独立行政法人等の理事の年間報酬額平均(約1,600万円)と同レベルであり、本省局長のH27年年間報酬額約1,700万円、職員数が500人以上1,000人未満の民間企業役員のH27年年間報酬額約2,800万円、取締役1,700万円と比較衡量したうえで決定しており、妥当な水準であると考えます。
理事(非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事(非常勤)	監事(非常勤)の報酬は、他の経済産業省所管の独立行政法人の報酬と比較しても低い金額であり、報酬水準は妥当であると考えます。

【主務大臣の検証結果】

当機関は、電気の需給状況の監視、電気の安定供給の確保を担う法人であり、理事長をはじめとする役員には、当機関の運営を担うための高度な専門知識が求められており、それに見合った適切な処遇が必要である。当機関においては、役員報酬の支払いの基準について、国家公務員・民間企業の報酬等を考慮する等、適正確保に向けた取組みを行っており、経済産業省としてもそうした取組みを促しつつ、支払水準の適正性について注視していく。

4 役員の退職手当の支給状況(平成27年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	該当者なし				
A理事	該当者なし				
B理事	該当者なし				
C理事	該当者なし				
D理事	該当者なし				
A監事 (非常勤)	該当者なし				
B監事 (非常勤)	該当者なし				

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
A理事	該当者なし
B理事	該当者なし
C理事	該当者なし
D理事	該当者なし
A監事 (非常勤)	該当者なし
B監事 (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

I 1 ②に記載のとおり、当法人においては、勤勉手当が業績評価により変動する仕組みとなっている。これは、一般職の職員の給与に関する法律に準拠したものである。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当機関職員の給与水準を検討するにあたっては、当機関が電気の需給状況の監視を行い、また、電気の安定供給の確保のため、必要に応じて電気供給事業者に対して指導・勧告等を行うという業務に照らして、国家公務員の給与水準や、電力業界の市場動向として平成27年度賃金構造基本統計調査(電気業)を参考としている。

① 国家公務員行政職(一)

大卒44歳以上48歳未満の平均給与月額;470,755円

*「国家公務員給与の概要(平成28年4月)」から抜粋

② 平成27年度賃金構造基本統計調査(電気業)

大卒40歳~44歳の年間平均給与額;8,387,400円

※当機関の平均年齢は43歳

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当機関の業績評価制度においては、半年に1回個人が設定する目標に対する達成度や取組過程に基づいて決定した評定を賞与(期末手当)の支給率や支給額に反映している。なお、設立2年目の28年度については、本給への反映(昇給)も予定している。

③ 給与制度の内容及び平成27年度における主な改定内容

【職員給与制度の内容】

・職員給与規程において、職員の給与項目は、本給、地域手当、諸手当(扶養手当・住宅手当・超過勤務手当・深夜勤務手当・夜勤手当(交替勤務の者のみ)・特別勤務手当・通勤手当)、並びに6月と12月に支給する期末手当(一般職員のみ)及び勤勉手当となっている。

・期末手当については、基準日現在において職員が受けるべき本給月額及び扶養手当並びにこれらに対応する地域手当の月額合計額を期末手当基礎額として、支給係数(6月は72/100、12月は82/100を標準とする)と期間率(基準日以前6か月以内の在籍期間に応じて、30/100~100/100の率)を乗じて得た額となる。

・勤勉手当のうち、一般職員への支給については、基準日現在において職員が受けるべき本給月額及びこれに対応する地域手当の月額合計額を勤勉手当基礎額として、以下に示す成績率と期間率(基準日以前6か月以内の在籍期間に応じて、0~100/100の率)を乗じて得た額となる。

直近評定が「特に優秀」;6月(93/100~150/100、12月)、12月(106/100~170/100)

直近評定が「優秀」;6月(82.5/100~93/100)、12月(94/100~106/100)

直近評定が「良好」;6月(72/100)、12月(82/100)

直近評定が「良好ではない」;6月(72/100未満)、12月(82/100未満)

職務の級	管理職員の勤勉手当			
	特に優秀	優秀	良好	良好でない
5級	1,382千円	1,276千円	1,170千円	1,063千円
6級	1,701千円	1,542千円	1,382千円	1,223千円
7級	2,127千円	1,914千円	1,701千円	1,489千円
8級	2,658千円	2,392千円	2,127千円	1,861千円

【平成27年度の給与改定】

・平成27年度の人事院勧告を踏まえ、当機関の給与テーブルを国家公務員行政職(一)を準用したものに切り替えるとともに、地域手当率の改定(18%→18.5%)をはじめ、期末・勤勉手当の支給月数や支給額の改定を行っている。

2 職員給与の支給状況

※当機関は、平成27年度に設立、同年度中途から常勤職員を増やしたため、年間給与額は推計である。

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成27年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	11	44.6	7,813	5,706	209	2,107
事務・技術	9	43.2	8,226	5,817	207	2,409
研究職種						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
教育職種 (高等専門学校教員)						
契約職員	1					
嘱託職員	1					

※契約職員・嘱託職員は、事業運営に必要な固有のスキルを有する者について、一般職員の就業規則とは別に個別の労働契約により期間を定めて雇用する職員のことであり、該当者がそれぞれ2人以下のため、平均年齢・平均給与額の記載を省略する。

在外職員						
------	--	--	--	--	--	--

※該当する在外職員は在籍していない。

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

※該当する任期付職員は在籍していない。

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

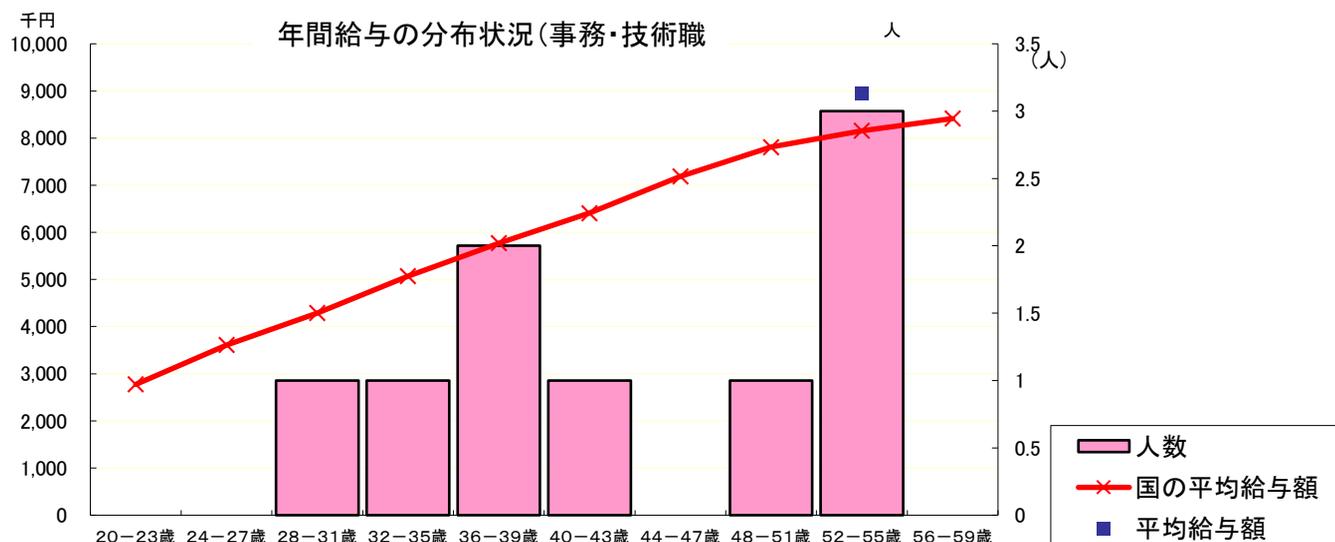
※該当する再任用職員は在籍していない。

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

※該当する非常勤職員は在籍していない。

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

- ・2名以下の年齢階層については、年間給与額を表示していない。
- ・全ての年齢階層が4名以下のため、第1四分位と第3四分位を表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(電力広域的運営推進機関職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
代表的職位				
本部部長	1			～
本部副部長	2			
本部専門スタッフ	3	52.5	8,424	6,042～10,265
本部係長	2			
本部係員	1			～

※本部部長、副部長、係長、係員はいずれも2名以下のため、平均年齢・平均給与額を記載しない。

④ 賞与(平成27年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 0	% 0	% 0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 100	% 100	% 100
	最高～最低	% 100	% 100	% 100
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 63.3	% 63.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.4	% 36.7	% 36.6
	最高～最低	% 34.8～37.0	% 35.1～37.4	% 35.0～37.2

3 給与水準の妥当性の検証等

電力広域的運営推進機関職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 121.1 ・年齢・地域勘案 105.8 ・年齢・学歴勘案 115.7 ・年齢・地域・学歴勘案 100.9
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>当機関は電気の需給状況の監視を行い、また、電気の安定供給の確保のため、必要に応じて電気供給事業者に対して指導・勧告等を行うという業務を東京23区内(1級地)にて行っており、他地域に事業所を有していない。当該業務を確実に遂行するためには、電力系統連系や需給運用に関する大卒理系レベル(電気工学等)の高度な専門知識を要する。これらスキルを有する者は非常に限られており、平成27年度においては新規学卒を受け入れていなかった。このような状況のもと、中立機関としての機能を発揮するためには、人材確保の必要上、電気供給事業者には遜色ない処遇が必要と考えている。</p> <p>今後も国の動向や電力業界の市場動向を見据えながら、適切に対処したいと考えている。</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合】 0% (国からの財政支出はなし)</p> <p>【累積欠損額】 0円 (平成27年度決算)</p> <p>【管理職の割合】 55.6% (常勤職員9人中、5人)</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合】 100% (常勤職員9人中、9人。うち、3人は修士卒)</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支出総額の割合】 15.2% (支出総額2,697,304千円 給与・報酬等支給総額410,052千円)</p> <p>(法人の検証結果) 当機関は23区内(1級地)に事業所を構えており、また、業務の特性上から大卒以上の割合が100%と高学歴者が非常に多い。加えて、上述の通り、平成27年度については、新規学卒社員がいないことから、平均給与額が高めに出ているが、平成28年度においては、4月に新規学卒3名を採用していることから平均給与額も低下する。国からの財政支出もなく、累積欠損額もなく、支出総額に占める給与・報酬等支出総額の割合も15.2%と他法人に比して遜色なく、給与水準は概ね妥当なものと考えている。</p> <p>今後も、業務の特殊性を鑑みた人材確保の観点から、国の動向や電力業界の市場動向を見据えながら、適切に対処したいと考えている。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 国に準じた給与体系を採用しており、年齢・地域・学歴を考慮した対国家公務員指数は100.9と国の水準と概ね同等であり、給与水準は適切である。</p> <p>当機関は今後も業務の特殊性を鑑みた人材確保の観点から、国の動向や電力業界の市場動向を見据えながら適切に対処していくこととしており、当省としてもそうした取り組みを促しつつ、給与水準の適正性について注視していく。</p>
講ずる措置	<p>今後も国の動向や電力業界の市場動向を見据えながら、給与水準の適正化に努める。</p>

4 モデル給与

22歳(大卒初任給、独身) 月収185,800円 年収2,998,000円 35歳(本部主任級、配偶者・子1人) 月収360,000円 年収5,774,000円 45歳(本部課長級、配偶者・子2人) 月収457,400円 年収7,828,000円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

II-1-②のとおり

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成27年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 491,202
退職手当支給額 (B)	千円 0
非常勤役職員等給与 (C)	千円 5,214
福利厚生費 (D)	千円 63,683
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 560,099

注: 中期目標管理法 人及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

総人件費について参考となる事項

平成27年4月1日付設立のため、特記事項なし

Ⅳ その他

特になし